

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、国土交通省 令和4年度「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転実証調査事業）」における「〇〇〇〇（事業名）」（以下、「本事業」という。）を共同連帯して実施することを目的とする。

(構成員の住所及び名称)

第2条 本事業を実施するために設立されるコンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）の構成員は、以下のとおりとする。

【代表団体】自ら事業を実施するとともに、本事業の運営管理、参加団体相互の調整、知的財産権を含む財産管理等の事業管理等を行う母体としての組織。

〇〇県〇〇市〇〇〇

【参加団体】代表団体の協業者として、コンソーシアム協定書を締結し、本事業全体の推進にあたる組織。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇〇事業者

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇〇事業者

(事務所の所在地)

第3条 本コンソーシアムは、主たる事務所を代表団体である〇〇県〇〇市〇〇〇に置く。

(成立及び解散の時期)

第4条 本コンソーシアムは令和5年●月●日に成立し、各構成員が各々、本コンソーシアムの代表団体との契約の義務を履行し、且つ本協定書に基づく精算事務その他一切の義務を履行した後に解散するものとする。ただし、本事業が何らかの事由により開始しない場合は、本コンソーシアムは直ちに解散するものとする。

(役割)

第5条 本コンソーシアムにおける主な三役は以下のとおりとする。

【総括事業代表者（プロジェクトリーダー）】

〇〇〇県〇〇市 〇〇〇

【副総括事業代表者（サブリーダー）】

〇〇〇事業者 〇〇〇

【事務管理責任者】

〇〇〇事業者 〇〇〇

(総括事業代表者(プロジェクトリーダー)の役割)

第6条 本コンソーシアムの総括事業代表者(プロジェクトリーダー)は、代表団体に所属する者とし、本事業の目的を達成するために必要となる事業全体の管理、統括及び国土交通省及びPwCコンサルティング合同会社(以下、事務局)から求められる説明などに対応する。

2 総括事業代表者(プロジェクトリーダー)は、本コンソーシアムを代表して事務局と折衝する権限並びに自己の名義を以って補助金を請求受領する権限及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限と義務を有するものとする。

(副総括事業代表者(サブリーダー)の役割)

第7条 本コンソーシアムの副総括事業代表者(サブリーダー)は、代表団体または参加団体に所属する者とし、総括事業代表者(プロジェクトリーダー)を補佐し、必要に応じて、その代理を務める者で、代表団体または参加団体に所属する者とし、総括事業代表者不在時の連絡窓口等を担う。

(事務管理責任者の役割)

第8条 本コンソーシアムの事務管理責任者は、代表団体に所属するものとし、本事業の補助金交付の申請や経費管理および諸手続きの管理を担う。

(構成員の責任)

第9条 本コンソーシアムは、総括事業代表者(プロジェクトリーダー)のリードのもと、各構成員がそれぞれの分担に係る進捗を図り、本事業の執行に関して添付の提案書の実証項目毎に業務分担された構成員間で連帯して責任を負うものとする。

(業務分担)

第10条 各構成員の業務の分担は、添付の提案書のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 総括事業代表者(プロジェクトリーダー)は構成員に対し、次に掲げる措置を講じることが出来るものとし、構成員は分担する実証事業について、これに応じなければならない。

- 一 実証事業の実施状況、実施方法について、期限を定めて調査し、報告させること。
- 二 代表団体の職員等を構成員の事業所等へ派遣し、実証事業の実施に立ち合わせることを。

3 総括事業代表者(プロジェクトリーダー)は、前項の措置を講じた結果、実証事業の実

施に必要な指示を構成員に行うことができるものとする。

- 4 第2項および第3項の規定は、実証事業の終了日の翌日から起算して5年間は、なおその効力を有するものとする。

(運営委員会)

第11条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本事業の運営にあたるものとする。

(計画変更の承認)

第12条 構成員は、提案書に記載された当該構成員の分担する本事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、計画変更申請・登録変更届を総括事業代表者（プロジェクトリーダー）に提出し、その承認を受けなければならない。また、代表団体が上記内容を変更しようとするときは、総括事業代表者（プロジェクトリーダー）へ計画変更申請・登録変更届を提出するとともに、他の構成員からの承認を受けなければならない。ただし、各構成員の事業に要する経費に係る項目間の流用（直接経費から間接経費への流用を除く。）であり、かつ流用額が各配分額の10%を超えないものについてはこの限りではない。

(証憑書類)

第13条 構成員は、実証事業の実施に当たって、分担する実証事業の実施に係る経費の支出状況を明らかにした帳簿類及び証憑類（以下「証憑書類」という。）を整備しなければならない。また、総括事業代表者（プロジェクトリーダー）から証憑書類の提出を求められた場合、それに応じなければならない。

- 2 構成員は、前項の証憑書類について、本事業期間の属する年度の終了日の翌日から起算して5年間保存しなければならない。
- 3 構成員は、構成員の責に帰すべき事由により前項に掲げる保存期間内に証憑書類を消失したときは、当該証憑書類に係る経費について、正当な根拠を示して業務の実施に係る経費である旨を総括事業代表者（プロジェクトリーダー）に証明しなければならない。また、示された証憑書類が正当な根拠と認められない場合についても同様とする。
- 4 第1項に定める証憑書類の様式及び内容のほか、構成員による業務の実施に関する経理処理については、総括事業代表者（プロジェクトリーダー）が別途定めるところに従うものとする。

(補助金)

第14条 構成員は、補助金の利用については、いずれも提案書に定める本事業の内容と直接関係のある用務に従事した場合等に限るものとし、各配分額は添付の支出計画書のとおりとする

- 2 構成員は、前項の規定に違反した不適切な補助金の経理を行ったと総括事業代表者（プロジェクトリーダー）が認めた場合には、当該違反等に係る補助金の配分を受けること

ができず、又は既にその配分を受けている場合には、総括事業代表者（プロジェクトリーダー）の指示に従い当該額を返還しなければならない。

（実績報告及び補助金の額の確定）

第 15 条 構成員は、その分担業務を完了したときは、その成果を記載した実績報告書を作成し、総括事業代表者（プロジェクトリーダー）に提出するものとする。

2 総括事業代表者（プロジェクトリーダー）は、前項に規定する実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該報告書の内容が提案書の内容に適合するものであるかどうか検査を行うものとする。なお、必要に応じて、その他関係書類の提出を求め、又は実地に検査を行うものとする。

3 総括事業代表者（プロジェクトリーダー）は、前項に規定する検査の結果、実施した分担業務の内容が提案書の内容に適合すると認めたときは、補助金の配分金の額を確定し、構成員に通知するものとする。

4 前項の配分金の額は、各構成員による分担業務の実施に要した経費の実支出額と前条第 1 項に規定する配分金のいずれか低い額とする。

（配分金の支払）

第 16 条 補助金交付が事務局よりなされた時は、総括事業代表者（プロジェクトリーダー）は構成員にその旨を連絡し、構成員の請求に基づき構成員の指定する銀行口座に、請求から 30 日以内に前条第 4 項の額を振り込むものとする。ただし、補助金交付前に構成員へ支払いを行う場合は、都度前条に定めた実績の報告及び内容の検査等を実施の上、請求から 30 日以内に前条第 4 項の範囲内で該当額を振り込むものとする。その際、総括事業代表者（プロジェクトリーダー）は構成員と、年度末の確定検査の結果当該支払内容が認められなかった場合の扱いについても予め協議を行うこととする。

（物品管理）

第 17 条 構成員は、本事業のために購入した、設備購入に当たる物品について、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 本事業終了後、前項に規定する物品のうち返還を要する物品を総括事業代表者（プロジェクトリーダー）が指定したときは、構成員は、総括事業代表者（プロジェクトリーダー）の指示により当該物品を総括事業代表者（プロジェクトリーダー）に返還するものとする。

（知的財産権の帰属）

第 18 条 本事業に関する成果に係る次に掲げる権利等（以下「知的財産権」という。）については、当該知的財産権の発生に寄与した構成員に帰属するものとする。なお、構成員相互の共同業務により発生した知的財産権については、これに参加した構成員の共有と

し、その持分は、知的財産権の発生に係る寄与度等に応じ、これらの構成員の間で協議し、決定するものとする。

- 一 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
 - 二 実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権
 - 三 意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権
 - 四 回路配置利用権の設定の登録を受ける権利又は回路配置利用権
 - 五 品種登録を受ける地位又は育成者権
 - 六 著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）
 - 七 事業活動に有用な技術上及び営業上の情報のうち、秘密として管理され、公然と知られていないものであって、不正競争防止法（平成5年法律第47号）上保護される権利に係るもの
- 2 本事業に係る知的財産権を伴う成果が得られた場合には、遅滞なく総括事業代表者（プロジェクトリーダー）にその旨を報告するものとする。

（出願）

- 第19条 前条により発生する知的財産権の出願又は申請（以下「出願等」という。）は、その発生に寄与した構成員が行うものとし、当該出願等に要する費用についても、当該構成員が負担するものとする。なお、当該費用については令和4年度「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転実証調査事業）」における支出は認められないため、自己負担とする。
- 2 前項の知的財産権のうち、構成員相互の共同研究により発生するものの出願等に当たっては、これを共有する構成員（以下「知財共有構成員」という。）の間で協議、決定の上、出願等を行うものとし、当該出願等に要する費用については、知財共有構成員の間で協議し、その負担割合を決定するものとする。
- 3 第1項及び第2項により知的財産権の出願等が行われた場合には、特許権等通知書又は著作物通知書により、それぞれ遅滞なく総括事業代表者（プロジェクトリーダー）に報告するものとする。

（維持管理）

- 第20条 知的財産権の維持管理に係る手続き及び当該維持管理に要する費用については、前条第1項及び第2項の規定を準用する。

（持分譲渡）

- 第21条 知財共有構成員が自己の持分を他の知財共有構成員以外の第三者へ譲渡しようとするときは、他の知財共有構成員及び総括事業代表者（プロジェクトリーダー）の同意を事前に書面により得なければならない。
- 2 譲渡人である知財共有構成員は、前項による他の知財共有構成員の同意が得られたと

きは、当該持分に係る権利及び義務を譲受人に承継するものとし、これを書面により他の知財共有構成員及び総括事業代表者（プロジェクトリーダー）に通知するものとする。譲受人が当該共有知財に係る権利及び義務を履行しない場合は、譲渡人が譲受人と連帯してその責任を負うものとする。

（第三者への実施許諾）

第 22 条 委託研究により発生する知的財産権について、その権利を有する構成員以外の第三者が実施許諾を希望する場合には、当該構成員が許諾申し込みを受け付けるものとする。

2 前項の知的財産権のうち構成員相互の共同研究により発生するものについて、知財共有構成員以外の第三者が実施許諾を希望する場合には、当該知財共有構成員が許諾の申し込みを受け付けるものとする。この場合において、当該申し込みを受けた知財共有構成員はその他の知財共有構成員にその旨を報告し、許諾の可否及び条件につき知財共有構成員全員による協議の上、決定するものとする。

3 第 1 項の許諾に際し徴収する実施料は、その権利を有する構成員に帰属するものとする。また、第 2 項の許諾に際し徴収する実施料は、知財共有構成員に帰属するものとし、その配分については知財共有構成員の間で協議し、決定するものとする。

（自己実施）

第 23 条 構成員相互の共同研究により発生する知的財産権について、いずれかの知財共有構成員が自ら実施しようとするときは、他の知財共有構成員と実施料の支払い等について定めた実施契約を連名により締結する。

（持分放棄）

第 24 条 知財共有構成員が自己の保有する持分を放棄しようとするときは、あらかじめ、他の知財共有構成員に書面により通知するものとする。

2 前項により知財共有構成員がその持分を放棄した場合、当該持分は、他の知財共有構成員がその寄与度に応じて無償で承継するものとする。

（共同研究に係る発明補償）

第 25 条 知財共有構成員は、知的財産権の発生に寄与した者に対する補償をそれぞれ自己の属する従事者に対してのみ、自己の規定に基づき補償する。

（共同出願契約の締結）

第 26 条 第 19 条第 2 項の出願等を知財共有構成員が共同で行うときは、あらかじめ、第 18 条から前条までの内容を含む共同出願契約を知財共有構成員間で締結するものとする。

(構成員の個別責任)

第 27 条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本事業の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により事務局又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとし、他の構成員は責任を負わないものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 28 条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退・追加)

第 29 条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは原則脱退することができない。

2 本事業期間中の構成員の追加は、既存の構成員の合意のもと、総括事業代表者（プロジェクトリーダー）の判断および事務局との協議を経て可とする。その場合は、本協定書を都度締結しなおすこととする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 30 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、事務局と協議するものとする。

(法令等の遵守)

第 31 条 各構成員は、本協定に基づく業務の遂行に際し、関連諸法令等を遵守し、一切の違法行為を行わないものとする。

2 構成員が前項に違反して他の構成員に損害を与えた場合、損害を与えた構成員は、その損害の一切を負担するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第 32 条 本コンソーシアムが解散した後においても、本コンソーシアムが実施した業務に瑕疵担保責任が生じた場合は、当該瑕疵に係る分担業務（提案書に定めた業務）を担当した構成員がその責に任ずるものとする。この場合、分担業務を担当する構成員が複数いる場合には、提案書に定めた業務の範囲（以下、「当該範囲」という。）に関してのみ、構成員がその責に任ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該範囲を担当する構成員が複数いる場合には連帯して、第 1 項のその責に任ずるものとする。

3 構成員の瑕疵担保責任は本コンソーシアムの解散から 1 年間とする。

(成果の公表)

第 33 条 構成員が、本事業の成果を外部に公表しようとするときは、本事業終了後 1 年間は、事前にその内容を他の構成員及び総括事業代表者（プロジェクトリーダー）に通知

するものとする。

(実施計画の遵守)

第 34 条 構成員は、総括事業代表者（プロジェクトリーダー）が事務局へ提出した提案書において、本コンソーシアムに課せられた義務を履行するため、所定の手続きを実施するなど、必要な措置を講ずるものとする。

2 構成員が、前項に規定する措置を講じず、又は、本事業を遂行する場合において悪意又は重大な過失があったときは、当該構成員は、これによって本コンソーシアム又は他の構成員に生じた損害を賠償する責任を負う。

(事故の報告)

第 35 条 構成員は、本事業において、人体に影響を及ぼす恐れがある事故が発生した場合は、その内容を直ちに総括事業代表者（プロジェクトリーダー）へ報告しなければならない。

(協定書に定めのない事項)

第 36 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 37 条 本協定の紛争については、XXX 裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本〇通及び副本 1 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各 1 通を保有し、副本については事務局に提出する。

令和5年●月●日

代表団体 ○○県○○市○○○
○○○事業者

参加団体 ○○県○○市○○町○○番地
○○○事業者

○○県○○市○○町○○番地
○○○事業者